

- ・低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例について
充電設備の取得価額要件を「2000万円以上」から「300万円以上」に引き下げた上で延長

◆海外子会社利益の国内還流のための国際租税改革【生活対策】

- ・海外子会社からの受取配当の95% (= 配当に係る経費以外 (諸外国並み)) が益金不算入される制度 (恒久措置) を創設。
- ・税制に左右されずに、海外子会社の利益を必要な時期に必要な金額だけ国内へ戻すことを可能とするよう、国内還流の際の税制上の障害を取り除き、わが国の活力向上につなげる (内部留保額17兆円強)。また、国際租税制度の簡素化にも資する。

◆特定の非居住者等組合員の国内源泉所得の課税の方法に関する特例の創設

- ・ベンチャーや再生企業等にファンドを通じた海外資金を呼び込むため、投資事業有限責任組合及びこれに類する外国組合 (LPS等) に出資を行う、特定の非居住者・外国法人に対し、以下の措置を講じる。
 - ①LPS等の有限責任組合員であること、組合持分が25%未満であること等一定の要件を満たす非居住者・外国法人 (「特定外国組合員」) は、国内に恒久的施設を有しないものとする (株式譲渡益について非課税)
 - ②特定外国組合員等による1年以上の長期保有等の要件を満たす株式等の譲渡については、「組合員単位」で事業譲渡類似に該当するかどうかを判定する (該当しない場合は非課税)

◆年金税制 (マッチング拠出の容認等) 【生活対策】

- ・企業型確定拠出年金における従業員拠出 (マッチング拠出) の容認と所得控除 (現行の個人型に適用されている「小規模企業共済等掛金控除」) の適用
- ・拠出限度額の引上げ

企業型	他の企業年金なし	現 行：月額4.6万円→ 改正後：月額5.1万円
	他の企業年金あり	現 行：月額2.3万円→ 改正後：月額2.55万円
個人型		現 行：月額1.8万円→ 改正後：月額2.3万円

◆オープンイノベーション促進のための研究開発関連税制の延長等

- ・知識や技術の総合により新たな価値を生み出す「オープンイノベーション」促進のため、鉱工業技術研究組合制度の見直し後も、所得計算の特例等の税制措置を引き続き適用する。
- ・研究開発を行う独立行政法人と民間企業との共同研究を促進するため、試験研究独立行政法人との共同・委託研究費を特別試験研究費の範囲に加え、新

たに税額控除額の上乗せを行う。

◆産業活力再生特別措置法関連税制の延長等

- ・産業活力再生特別措置法の計画認定を受けた事業者に対する①事業革新設備の導入に係る特別償却、②会社分割に係る登録免許税、③不動産取得税の軽減措置の延長等を行う。



資源価格変動に耐えうる 低炭素社会への構造転換

◆住宅ローン減税の拡充・延長等《再掲》

◆自動車重量税・自動車取得税の時限的軽減《再掲》

◆省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置《再掲》

◆自動車関係諸税のグリーン化《再掲》

◆道路特定財源の一般財源化に伴う対応・自動車関係諸税の簡素化

- ・自動車関係諸税については、税制の簡素化を割るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- ・消費税の見直しを含む今後の税制抜本改革時に、揮発油税、地方道路税及び石油ガス税と消費税との併課に係る税負担調整の問題の解決を図る。
- ・石油販売業の厳しい経営環境等にかんがみ、揮発油税及び地方道路税相当額の貸倒れリスクについて、流通構造全体での対応や税負担のあり方等に関し、総合的な検討を行うものとする。

◆法人実効税率のあり方

- ・法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに法人実効税率の引下げを検討する。

◆「環境と経済の両立」を可能とする地球環境対策の推進

- ・経済危機に対応する景気対策の目玉として、グリーン環境投資の拡大を通じて内需拡大に貢献し、経済社会、国民の生活行動の変化を招来するよう、環境先進国として、未来に向けて低炭素化を思い切って促進する観点から、税制のグリーン化を推進し進める。
- ・なお、環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ総合的に検討する。